

フォローアップ研修参加申込者からの質問等（新規に回答するもの）
（平成 29 年度 7～9 月分）

1	7/21 東京
質問	実務に赴くことはできないか。
回答	法令上、登録政治資金監査人には守秘義務が課されるとともに、国会議員関係政治団体との政治資金監査契約においても、守秘義務が規定されることが想定されています。 このため、政治資金監査契約の当事者でない者が、政治資金監査実務の場に赴くことは原則としてできません。

2	7/21 東京
質問	監査資料（調書等の突き合わせた証跡）はいつまで、どのように保存しておくのでしょうか。
回答	法令上、登録政治資金監査人が作成した調書等の突き合わせた証跡等について、保存しなければならない旨の定めがありませんので、登録政治資金監査人において適当であると判断される期間・方策に基づき、保存して下さい。 なお、国会議員関係政治団体の会計責任者は、会計帳簿等の関係書類について、これらに係る収支報告書の要旨が公表された日から3年を経過する日まで保存しなければならないとされております。

3	9/15 大阪
質問	以前のQ&Aにあったかもしれないが、手書きの領収書を受取る際、政治団体名のゴム印を提示して、あて名欄に押しってもらうことは不適切か。
回答	領収書等は支出を受けた者が発行するものであり、あて名についても発行者において記載すべきであるところ、お尋ねのケースについては、領収書等の発行者が、あて名欄に国会議員関係政治団体名のゴム印を押印することは禁止されているところではありません。